

## 和光大学ハラスメント防止委員会規程

### 第 1 章 総 則

第 1 条 本学は、日本国憲法、教育基本法、労働基準法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法等の趣旨に則り、「和光大学ハラスメント防止に関するガイドライン」を制定し、ハラスメント等がない教育研究環境や就労環境を確保するために、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

#### （定 義）

第 2 条 前条における「ハラスメント等」とは、本学の学修、教育、研究、就労に関連して、行為者の意図にかかわらず個人に苦痛や不利益を与え、個人の尊厳や人格を侵害する行為を指すものであり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、性的指向または性自認に関するハラスメントおよびその他のハラスメントならびに性暴力等を指す。（以下総称して「ハラスメント」という。）

#### （構成員の権利）

第 3 条 本学のすべての構成員（本学で教育を受ける者、研究する者および就労する者）は、相談員への相談（第 3 章）、調整（第 4 章）および救済措置（第 5 章）を求める権利を有する。

2. 離職した教員・職員、卒業・退学等で学籍のない者についても、本学に在職中または在学中に受けた被害について、相談員への相談（第 3 章）および救済措置（第 5 章）のうち調査による救済を求める権利を有する。
3. 本規程に定める措置は、本学の学則および就業規則上の処分として行うものではない。

### 第 2 章 ハラスメント防止委員会

#### （任 務）

第 4 条 防止委員会は、本学におけるハラスメントの防止および救済に関する以下の活動を行う。

- 1) ハラスメントに関する基本的政策の企画、立案
  - 2) ハラスメントを防止するための啓発活動
  - 3) 個別事案に関する調整の検討、各種の救済措置およびその検討
  - 4) 委員会が必要と認めたその他の活動
2. 防止委員会は、学内環境改善のためにとるべき措置、救済のために必要な措置、その他個別の事案への対応策等をまとめたときは、速やかに学長に報告・答申する。
3. 防止委員会は、ハラスメント対策会議（以下「対策会議」という。）の設置を学長に具申することができる。

#### （構 成）

第 5 条 防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1) 専任教員の内から学長の指名する委員 1 名

- |               |     |
|---------------|-----|
| 2) 学生支援ディレクター | 1名  |
| 3) 各学部1名の専任教員 | 計3名 |
| 4) 事務局長       | 1名  |
| 5) 専任職員       | 2名  |

2. 防止委員会は、一つの性が3分の2を超えないよう、性別の適正な構成に配慮する。

(委員長および副委員長)

第6条 防止委員会に委員長および副委員長を置く。

2. 委員長は、前条第1項第1号の委員が務める。
3. 副委員長は、委員の互選とする。

(任期)

第7条 委員長・副委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員長・副委員長および各委員が、やむを得ない事由により任期中に交代する場合には、新たに就任する委員長・副委員長および委員の任期は、交代の時から2年間とし、再任を妨げない。

(運営)

第8条 防止委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
4. 委員が事案と関わる者である場合は、当該委員は当該事案に関する関係委員会の任務に加わることができない。この場合、防止委員会成立要件の委員総数から減算するものとする。
5. 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。
6. 防止委員会は、知識および経験を有する専門家から助言を受けることを目的として、防止委員会アドバイザーの委嘱を依頼することができる。

### 第3章 相談員および相談員連絡会議

(相談員の設置)

第9条 本学は、相談員代表および相談員を置き、相談者からの相談に応じる。また、ハラスメント防止・対策のため、防止委員会と連携する。

2. 相談員は、次のとおり学長が任命する。なお、任期は2年とし、再任は妨げない。

- |             |       |     |
|-------------|-------|-----|
| 1) 専任教員の相談員 | 各学部2名 | 計6名 |
| 2) 専任職員の相談員 |       | 2名  |

3. 相談員代表は、相談員の互選により選出するものとする。
4. 相談員は、一つの性が3分の2を超えないよう、性別の適正な構成に配慮する。

(相談の受付)

第10条 相談員は氏名および所属を公表する。

2. 相談は手紙、電話および電子メール等いずれの方法でも受け付ける。

3. 相談は、被害を受けたとする者（以下「当事者」という。）に限定されるものではなく、本学のすべての構成員の他、当事者の家族や友人からも受け付けることができる。ただし、第14条第1項に規定する救済措置は、当事者の申立てに基づいて行われる必要がある。

（相談員の任務）

第11条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- 1) 前条第3項に基づき相談する者（以下「相談者」という。）からの相談対応およびその解決
  - 2) 相談者および当事者が調整および救済措置を希望した場合の必要な手続に関する案内
  - 3) 相談者からの相談内容の記録および相談員代表への報告
  - 4) 専門的な対応または緊急の対応が必要な場合の相談員代表またはハラスメント防止委員長（以下「防止委員長」という。）との協議
2. 相談員が事案と関係する場合には、当該相談員は当該事案の対応に関与してはならない。

（相談員連絡会議）

第12条 相談員代表は必要に応じて、相談員連絡会議を招集する。

2. 相談員連絡会議は、次のことについて取扱う。なお、相談内容の報告に際しては、関係者を特定できないように所属および氏名等のプライバシーの取扱いに配慮する。
  - 1) 相談員代表が相談員から報告を受けた相談内容に関して、学内関係部局、学外関係機関および専門家との連携を要請すること。
  - 2) 当事者から救済申立書を受け取った場合、救済措置の実施について、防止委員会に対し検討を依頼すること。
  - 3) 調整に関すること。
3. 相談員連絡会議は、知識および経験を有する専門家の協力を得ることを目的として、相談員アドバイザーを委嘱することができる。
4. 相談員連絡会議は年度末に活動報告を防止委員会へ提出する。

## 第4章 調整

（調整）

第13条 相談者は、相談員を通じて当事者と当該行為を行ったとされる者（以下「相手方」という。）の置かれている環境等を調整して問題の解決を図るよう依頼することができる。

2. 相談員代表、相談員連絡会議または防止委員会は、原則として当事者の同意を得て当事者と相手方の置かれている環境等を調整して問題の解決を図ることができる。
3. 前項に掲げる原則の例外として、相談員代表、相談員連絡会議または防止委員会は、当事者が依頼または同意した方法と異なる方法により環境等を調整することが、当事者が直面している事態を改善し、かつ当事者を守るために必要不可欠であると判断した場合には、当該方法による問題の解決を図ることができる。
4. 相談員代表および防止委員長は、学修環境、研究環境、就労環境等の改善について、適切な立場の者と協議し、口頭または書面により関係部局の長または学長に対し、調整を依頼することができる。

5. 依頼を受けた関係部局の長または学長は、依頼の内容に基づき、かつ、状況を把握したうえで、速やかに学修環境、研究環境、就労環境等の調整に努めるものとする。
6. 依頼を受けた関係部局の長または学長は、環境等の調整に当たり、相談員代表および防止委員長と連携することができる。
7. 依頼を受けた関係部局の長または学長は、環境等の調整に当たり必要と認めるとき、第12条第3項に規定するアドバイザーに助言を求めることができる。
8. 依頼を受けた関係部局の長または学長は、当事者および相手方に対して、決定した調整を遵守するよう要請し、必要なときはこれを命じることができる。
9. 依頼を受けた関係部局の長または学長は、調整に当たり必要と認めるとき、当事者および相手方のプライバシーに配慮したうえで、必要な範囲で調整に関する情報を関係者と共有し、または関係者に対して協力を求めることができる。
10. 当事者および相手方は、相談員代表または防止委員長に対し、調整の内容について、意見を述べることができる。

## 第5章 救済措置

### (救済措置)

- 第14条 当事者は、相談員を通じて防止委員会に対し、申立書を提出し、次に掲げる措置による救済を申し立てることができる。
- 1) 通知
  - 2) 調停
  - 3) 調査
2. 防止委員会は、第12条第2項第2号による相談員連絡会議からの検討依頼に基づき、前項による救済申立ての相当性を審査する。
3. 防止委員会は、前項の審査の結果、救済申立てが不相当であると判断した場合には、申立てを却下することができる。この場合において、当該申立てと異なる救済措置をとることが適当であると判断したときは、申立てをした当事者（以下「申立人」という。）に対し、異なる措置に変更する申立てを行うよう提案することができる。
4. 第1項のいずれかの救済措置が終了した後、同一の事案について同一の救済措置を重ねて求めることはできない。
5. 救済措置を所管する各委員会は、救済措置に当たり、必要と認める場合には、申立人および被申立人またはその他関係者に対して、協力を依頼することができる。また、救済措置の実現を不能にし、または著しく困難にするおそれのある行為の停止または排除を求めることができる。
6. 救済措置を行う際には、防止委員会事務局が立ち会い、記録を取ることができるものとする。
7. 申立人は、防止委員会に対し、書面により申立てを取り下げることができる。

## 第 6 章 通 知

(被申立人に対する通知)

- 第 1 5 条 防止委員会は、第 1 4 条第 1 項の申立てに基づき検討を行い、通知が相当であると判断した場合、申立人が被申立人の言動によりハラスメントを受けていると主張していることを被申立人に対して通知する。
2. 前項の通知に当たり申立人が匿名とすることを希望する場合は、申立人が特定されないようできる限り注意を払わなければならない。
  3. 第 1 項の通知は、防止委員長および防止委員長が指名する防止委員会委員が、被申立人の所属する部局長の立会いをもって、口頭または書面により行うものとする。
  4. 申立人は、第 1 項の通知がなされた後も、防止委員会に対して調停または調査による救済措置を求めることができる。
  5. 被申立人は、防止委員長に対して、第 1 項の通知についての意見を書面により提出することができる。
  6. 防止委員長は、前項の書面を検討し、必要と判断したときには、第 1 3 条の手続に従って、関係部局長または学長に対し、調整を依頼することができる。

## 第 7 章 調 停

(調停委員会)

- 第 1 6 条 防止委員会は、第 1 4 条第 1 項の申立てに基づき検討を行い、調停が相当であると判断した場合、速やかに調停委員会を設置する。
2. 調停委員会は、防止委員会が選考し学長が任命する次の委員をもって構成する。ただし、委員の選考にあたっては、性別の適正な構成にできるだけ配慮し、かつ、当該事案を担当する相談員および被申立人が所属する学部または部局の構成員を原則として除外するものとする。
    - 1) 防止委員会の委員 2 名
    - 2) その他の専任教員または専任職員 1 名
  3. 委員の任期は、当該事案に関する調停委員会の任務が終了するまでとする。
  4. 調停委員会に調停委員長をおき、委員の互選によって選出する。調停委員長は、責任者として調停の進行を統括する。
  5. 調停委員会は、知識および経験を有する専門家から助言を受けることを目的として、調停委員会アドバイザーを委嘱することができる。
  6. 調停委員会は、必要に応じて関係部局長または学長に、協力を要請することができる。

(調停の手続)

第 1 7 条 調停は、次の手続に従って行う。

- 1) 調停委員会は、設置後速やかに調停の日時および場所を決め、申立人および被申立人に通知する。
- 2) 申立人および被申立人は、調停に際して付添い人(学外者も可)を 1 人つけることができる。申立人は、相談員を付添い人とするのを希望する場合には、申立ての際に申し出るものとする。

(調停進行上の注意義務)

第18条 調停委員会および調停委員は、調停を進めるに当たっては、次に定める事項に注意しなければならない。

- 1) 調停委員会は、申立人および被申立人がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、双方の主體的な話し合いが円滑に進むように努める。
- 2) 調停委員会は、調停の進行状況および諸般の事情を考慮して、調停案を提示することができる。なお、この調停案の受諾については、申立人および被申立人が自由意思で決定するものであり、調停委員会が強制してはならない。
- 3) 調停に当たっては、抑圧や事件のもみ消しになるような言動を行ってはならない。
- 4) 被申立人の「申立人の同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての説明責任を申立人に負わせてはならない。

(調停委員の交代または調停の打ち切り)

第19条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、申立人および被申立人は、調停委員会に対して、当該調停委員の交代または調停の打ち切りを申し出ることができる。

2. 前項の調停委員の交代の申出があったときには、防止委員会は、直ちに補充の調停委員の選出を検討しなければならない。

(調停の終了)

第20条 調停は、次の各号に規定する場合に終了する。

- 1) 申立人および被申立人の間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。
  - 2) 申立人および被申立人が、調停の途中、前条第1項に規定する調停の打ち切りを申し出たとき。
  - 3) 調停委員会が、相当期間内に申立人および被申立人の間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。
2. 前項第2号または第3号により調停が終了した場合、調停の申立人および被申立人は、防止委員会に対して、通知または調査による救済措置を求めることができる。
  3. 調停が終了した場合には、調停委員会は直ちに、防止委員会に経過および結果を報告しなければならない。

(大学としての措置)

第21条 申立人および被申立人の中での調停の合意の成立に際して、大学として措置を講じることが必要と認められる場合には、調停委員長は、調停委員会の審議を経て、その旨を合意書に付記する。

2. 調停委員長は前項について、防止委員長へ報告する。

## 第8章 調 査

(調査委員会)

第22条 防止委員会は、第14条第1項の申立てに基づき検討を行い、調査が相当であると判断した場合、速やかに調査委員会を設置する。

2. 調査委員会は、防止委員会が選考し学長が任命する次の委員をもって構成する。ただし、委員の選考にあたっては、性別の適正な構成にできるだけ配慮し、かつ、当該事案を担当する相談員および被申立人が所属

する学部または部局の構成員を原則として除外するものとする。

- 1) 防止委員会の委員 2名
- 2) その他の専任教員 1名
- 3) その他の専任職員 1名

3. 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

4. 調査委員会は、次のことを行う。

- 1) 相談内容の事実関係を3ヶ月以内に調査する。ただし、やむを得ない事由により3ヶ月以内に調査が完了しない場合は、防止委員会の確認を経て、相当期間延長することができる。
- 2) 申立人、被申立人および関係者から書面および聞き取り等により事情を聴取する。
- 3) 調査に基づき、被申立人の行為がハラスメントに該当するか否かについて検討し、判断する。
- 4) その他、当該事案の事実関係を調査するために必要な事項を行う。

5. 調査委員会は、知識および経験を有する専門家から助言を受けることを目的として、調査委員会アドバイザーを委嘱することができる。

(調査委員会委員長)

第23条 調査委員会に調査委員長をおき、委員の互選により選出する。

2. 委員長に事故があるときは、調査委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
3. 調査委員長は、調査委員会を招集し、議長となる。
4. 調査委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
5. 調査委員長は、必要があると認める時は、調査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査に当たっての注意事項)

第24条 調査委員会および調査委員は、調査を進めるに当たって、次の各号に規定する事項に注意しなければならない。

- 1) 調査に際して、抑圧や事件のみみ消しになるような言動を行ってはならない。
- 2) 被申立人の「申立人の同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての説明責任を申立人に負わせてはならない。

(調査委員の交代または調査打ち切りの申出)

第25条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、申立人および被申立人は、調査委員会に対して、当該調査委員の交代または調査の打ち切りを申し出ることができる。

2. 前項の委員の交代の申出があったときには、防止委員会は、直ちに補充の調査委員の選出を検討しなければならない。

(調査の終了)

第26条 調査委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に調査を終了する。

- 1) 申立人から取下げの申出があったとき。
- 2) 前条第1項に規定する調査の打ち切りの申出があったとき。

3) 十分な調査を行ったと判断したとき。

4) 調査期間を延長しても、調査が完了する見込みがないと判断したとき。ただし、防止委員会の議を経ることとする。

2. 調査委員会は、調査が終了したときは、直ちに、防止委員会に対して、調査結果を報告する。

(認定)

第27条 防止委員会は、調査委員会の報告に基づき、事実認定の確認を行うとともに、被申立人の行為がハラスメントに該当するか否かを認定する。ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題を解決するために大学として措置が必要と判断した場合、学長に対策会議の設置について具申する。

2. 防止委員会は、前項において確認した事実認定および認定したハラスメント該当性の判断ならびにその理由について、申立人および被申立人に対して書面により通知しなければならない。

(不服申立て)

第28条 調査の申立人および被申立人は、通知のあった事実認定またはハラスメント該当性の判断に不服があるときは、通知を受け取った日の翌日から2週間以内に、防止委員長に対して1回に限り不服申立てをすることができる。

2. 前項の不服申立ては、不服申立理由を明記した書面（以下「不服申立理由書」という。）により行うものとする。

3. 第1項の不服申立てがあったとき、防止委員長は、申立人および被申立人の全員について不服申立期間が経過した後、直ちに、不服審査会の設置を学長に請求する。

4. 前項の請求を受けて学長が不服審査会の設置を決定したとき、防止委員長は、調査の申立人および被申立人にこれを通知する。

5. 不服申立ては、取り下げることができる。不服申立てをした者全てが不服申立てを取り下げたときには、不服申立て手続を終了する。

(不服審査会の設置)

第29条 不服審査会は、学長が指名する委員3名によって設置される。ただし、委員の指名にあたっては、性別の適正な構成にできるだけ配慮し、かつ、当該事案を担当する相談員、防止委員会委員および調査委員会委員を除外するものとする。

(不服審査会の任務)

第30条 不服審査会は、調査の申立人または被申立人から不服申立てがあったとき、提出された不服申立理由書に基づき審議し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、学長を通じて、防止委員会に対して適切な対応を求める。

1) 調査に手続上の重大な瑕疵が認められた場合

2) 事実認定に影響を及ぼす新たな証拠が示された場合

3) 事実認定に影響を与えた証拠が虚偽であると示された場合

4) その他、再調査の実施により事実認定に影響が及ぶと判断される根拠がある場合

5) 認定された事実に基づくハラスメント該当性の判断が妥当でない場合

2. 不服審査会は、前項各号のいずれにも該当しないと判断したとき、不服申立てを棄却する。
3. 不服審査会は、知識および経験を有する専門家から助言を受けることを目的として、不服審査会アドバイザーを委嘱することができる。

(結果の通知等)

第31条 防止委員長は、不服審査会の審議結果を不服申立人および被不服申立人に対して書面により通知する。

## 第9章 ハラスメント対策会議

(設置)

第32条 学長は、第27条第1項の規定による防止委員会の具申があったときは、速やかに対策会議を設置し、当該事案に関し、大学として講じることが適当と認められる措置その他具体的事例の解決のために必要な対策について諮問する。

(構成)

第33条 対策会議は、学長が指名する専任教職員数名による委員によって構成する。ただし、対策会議の構成員の指名にあたっては、性別の適正な構成にできるだけ配慮する。

(任期)

第34条 委員の任期は、諮問された事項に関する対策会議の任務が終了するまでとする。

(任務)

第35条 対策会議は、諮問された事項について遅滞なく審議し、学長へ答申するものとする。

2. 対策会議は、当該事案におけるハラスメントの内容が、懲戒手続に付するのが相当であると認められる程度に重大であると思料されるときは、前項の答申にその旨の意見を付すことができる。

(運営)

第36条 対策会議に議長を置く。議長の選出は、委員の互選とする。

2. 議長は、必要と認めるときは、対策会議の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。
3. 対策会議は、知識および経験を有する専門家から助言を受けることを目的として、対策会議アドバイザーを委嘱することができる。

(措置)

第37条 学長は、第35条の規定による答申を受けて、適切な措置を講じるよう、関係者に指示しなくてはならない。

2. 学長は、第35条第2項の規定による答申に附された意見を受けて、教職員に対するものについては就業規則等の規定に基づき、学生に対するものについては学則および和光大学学生の懲戒に関する規程に基づき、適正な措置を講ずるものとする。

## 第10章 人格権の尊重と守秘義務

(構成員の義務)

- 第38条 防止委員会委員ならびにその下に設置されるすべての委員会委員、相談員および事務担当者は、相談者、当事者および相手方の名誉ならびにプライバシー等の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。
2. 防止委員会委員ならびに関連して設置されるすべての委員会委員、相談員および事務担当者は、任期中および退任後においても、職務上知りえた他人の秘密について、守秘義務を負う。
  3. 本規程に関わり作成または取得した文書の管理は、万全を期さなければならない。特に学長が認めた場合を除き、当該文書は当事者にも公開しない。
  4. 事案の当事者および第三者は、ハラスメントに関する相談および被害救済の申立て等の手続に関して、虚偽の申立てまたは証言を行ってはならない。
  5. 事案の当事者、相手方および本学のすべての構成員は、当事者、相手方、事実調査への協力者およびその他ハラスメントの事案に関わった者に対して報復行為、嫌がらせおよび差別的対応等の不当な取り扱いをしてはならない。
  6. 防止委員会が、第1項および第2項に反する行為を確認した場合、直ちに相談、調整または救済措置の手続を中止し、防止委員会にて取り扱いを検討し、学長へ報告する。

## 第11章 雑 則

### (事 務)

第39条 防止委員会およびそれに関連する諸事務は、総務課が担当する。

### (規程の改廃)

第40条 この規程の改廃は、防止委員会および教授会の議を経て、学長がこれを行う。

### 附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成20年6月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は2021年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2025年4月1日から施行する。この規程の改正に伴い、和光大学ハラスメント対策会議規程を廃止する。